



山形県公報

平成28年2月19日(金)
第2723号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税 政 課) ……175
- 公共測量の終了の通知……………(農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……176
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……177
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………( 同 ) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……178
- 審理の開催……………(収用委員会) ……179
- 公示による通知……………( 同 ) ……180

## 告 示

### 山形県告示第162号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第130条第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。  
平成28年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称              | 代表者の氏名  | 主たる事務所又は事業所の所在地   | 指定年月日      |
|------------------|---------|-------------------|------------|
| エムツーホールディングス株式会社 | 太 田 紀 男 | 米沢市成島町三丁目2780番地の5 | 平成28. 2. 1 |

### 山形県告示第163号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西川町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西村山郡西川町
- 2 公共測量を実施した期間

平成27年11月25日から平成28年1月21日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年2月19日から同年3月3日まで縦覧に供する。

平成28年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|------------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 西村山郡大江町大字三郷字漆掛り甲624番1から<br>同 上ノ神甲810番4まで | 旧    | 37.8メートル<br>} 5.8 | メートル<br>240 |
| 同 上                                      | 新    | 32.0メートル<br>} 5.8 | 同 上         |

山形県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年2月19日から同年3月3日まで縦覧に供する。

平成28年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字三郷字漆掛り甲624番1から  
同 上ノ神甲810番4まで
- 3 供用開始の期日 平成28年2月19日

山形県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成28年2月19日から同年3月3日まで縦覧に供する。

平成28年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|-----------------------------------|------|--------------------|------------|
| 北村山郡大石田町大字川前字下代1番11から<br>同 24番1まで | 旧    | 48.5メートル<br>} 26.0 | メートル<br>80 |
| 同 上                               | 新    | 30.0メートル<br>} 14.5 | 同 上        |

**山形県告示第167号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年2月19日から同年3月3日まで縦覧に供する。

平成28年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽黒立川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東田川郡庄内町狩川字堂ノ下12番1から<br>同 内北割59番2まで | 旧    | 10.3メートル<br>}<br>10.1 | メートル<br>940 |
| 同 上                                | 新    | 15.8メートル<br>}<br>10.3 | 同 上         |

**山形県告示第168号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成28年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
酒田市及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成27年4月27日から平成28年1月20日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影及び現地画像基準点測量）

**山形県告示第169号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字下樺沢
- 2 公共測量を実施した期間  
平成27年5月15日から平成28年2月1日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**教育委員会関係****規 則**

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月19日

山形県教育委員会  
委員長 菊 川 明

山形県教育委員会規則第1号

## 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「山形県立新庄神室産業高等学校真室川校」を「山形県立新庄神室産業高等学校真室川校  
山形県立米沢商業高等学校」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**公 告**

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県広報誌「県民のあゆみ」の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成28年3月30日（水） 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする印刷物の名称及び予定数量  
山形県広報誌「県民のあゆみ」  
年間予定数量 2,460,600部（年6回発行）
- (2) 調達をする印刷物の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成29年3月31日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1部当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 過去5年以内に、国又は地方公共団体に対し、契約金額が100万円を超える契約に基づき印刷物を納入した実績があること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成28年3月15日（火）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Yamagata Prefectural Public Relations Magazine “Steps Forward” (“Kenmin no ayumi”) Quantity: approximately 2,460,600 copies yearly
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 30, 2016
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2718

平成28年1月26日に収用の裁決手続の開始を決定した高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用排水路付替工事に係る収用裁決事件に係る審理の開催は、次のとおりとする。

平成28年2月19日

山形県収用委員会

会 長 浜 田

敏

1 審理の日時

平成28年3月23日（水）午後2時30分から

2 審理の場所

山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館 401会議室

## 3 審理事項

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用排水路付替工事に係る収用裁決事件

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成28年2月19日

山形県収用委員会

会長 浜田 敏

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局（県土整備部県土利用政策課内）に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受領しないときは、平成28年3月7日の経過をもって通知があったものとみなされる。

## 1 事件名

平成28年1月26日に収用の裁決手続の開始を決定した東日本高速道路株式会社が起業する高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用排水路付替工事に係る収用裁決事件

## 2 通知すべき書類の名称

平成28年2月5日付け山収委第49号「審理の開催について（通知）」

## 3 通知を受けるべき者

上山市小穴字小穴沢山1796番1、1796番3及び1796番4の土地所有者

| 氏名     | 住所                                                   |
|--------|------------------------------------------------------|
| 今野 昭助  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 東京都府中市宮町一丁目27番地の4                    |
| 今野 八郎  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 ブラジル                                 |
| 吉田 龍比古 | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 千葉県千葉市中央区蘇我五丁目42番2号 F. I. S. 蘇我寮216号 |
| 木村 助太郎 | 不明                                                   |
| 高橋 清助  | 不明                                                   |
| 里見 幸雄  | 不明 ただし、戸籍附票上の住所 東京都八王子市鹿島8番地2-308                    |
| 加藤 與平治 | 不明 ただし、土地の登記（記録）上の住所 上山市阿弥陀地53番地                     |
| 加藤 しめ  | 不明 ただし、土地の登記（記録）上の住所 上山市阿弥陀地25番地                     |
| 大場 太三郎 | 不明 ただし、土地の登記（登記）上の住所 上山市小穴65番地                       |